

新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領

第1 目的

この要領は、新潟県青年就農支援事業研修計画審査要領の第3の3に定める「その他別に定めるところにより、県が認定した先進農家又は先進農業法人等」の認定に当たり必要な事項を定めたものである。

第2 認定の対象

実践学習と講義の一体的な学習及びカリキュラム構成により、就農に必要な技術が習得できると認められる研修機関とする。

第3 認定基準

県が認める青年就農支援事業における研修機関等の認定基準は以下を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。なお、先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、3の研修スケジュール及びカリキュラムを整備していることで基準を満たすこととする。
- 3 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- 4 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。
- 5 研修期間は概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中で与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。
- 6 就農に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下のとおり総合的かつ体系的に設定されていること。
 - (1) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
 - (2) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - (3) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 7 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
- 8 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
- 9 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づき、県及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。
- 10 研修生に対し、就農に必要な情報提供を行うこと。

- 11 公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

第4 認定申請

認定を受けようとする研修機関（以下「申請機関」という。）は、次の手続きによるものとする。

- 1 申請機関は、新潟県青年就農支援事業研修機関認定申請書（別紙様式1。以下「申請書」という。）を作成し、知事に申請するものとし、申請書の提出先は申請機関の所在地を管轄する地域振興局とする。
- 2 提出を受けた地域振興局は、申請内容及び関係書類に不備がないことを確認し、青年就農支援事業に係る研修機関に対する意見書（別紙様式2）を付した上で、経営普及課へ提出するものとする。

第5 認定審査・認定

申請機関の認定審査は次のとおりとする。

- 1 知事は、研修機関としての妥当性を審査するため、「新潟県青年就農支援事業研修計画等審査会設置要領」に基づき「新潟県青年就農支援事業研修計画等審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、審査会において第3の基準を満たすかどうか審査する。
- 2 知事は、申請機関に対して別紙様式3により、審査結果を通知する。
- 3 審査の結果、研修実態が明らかでない場合は、認定日は当該年度内に限って遡り認定することができるものとする。

第6 認定有効期間及び更新

- 1 認定の有効期間は、認定が決定された日から、その翌々年度末までとする。
- 2 認定の有効期間を更新しようとする研修機関が認定期間終了後も継続して認定を受けようとする場合については、第4の手続きに準じて行い、新潟県青年就農支援事業研修機関認定更新申請書（別紙様式4）を提出するものとする。

第7 変更審査・承認

- 1 認定を受けた研修機関の重要な変更については、第4の手続きに準じて行い、新潟県青年就農支援事業研修機関変更承認申請書（別紙様式5）を提出するものとする。なお、重要な変更については、次のとおりとする。
 - (1) 定款、規約・設置要領等の変更
 - (2) 研修内容の廃止
 - (3) 研修カリキュラムの変更（ただし、研修内容の追加、月毎の順番の入替え、研修時間の増加等の軽微な変更の場合を除く。）
 - (4) 研修コーディネーターの変更
 - (5) 研修指導者の廃止及び追加
 - (6) 派遣研修先の廃止及び追加

- 2 前項に定めのない変更については、新潟県青年就農支援事業研修機関認定内容変更届（別紙様式6）を提出するものとする。

第8 認定取消し

下記に係る事項に該当した場合は、別紙様式3により研修機関としての認定を取り消すものとする。

- 1 認定を受けた研修機関から新潟県青年就農支援事業研修機関認定辞退届（別紙様式7）の提出があった場合
- 2 第3に定める基準を満たさなくなった場合
- 3 虚偽の申請があった場合
- 4 研修機関として適切でないと県が判断した場合

第9 その他

- 1 研修生に対するフォローアップについては、県、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携して行うこととし、必要な情報については関係機関と情報を共有するものとする。
- 2 認定を受けた研修機関の名称、主な研修地及び研修作目（派遣研修先を含む。）については、県のホームページ等で公開するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月6日から施行する。

この通知による改正前の新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領の規定に基づき認定された研修機関等については、なお従前のおりとする。

ただし、第5のなお以下については改正後の要領を適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

ただし、改正後の第6の2、第7から第9までについては、この通知による改正後の同要領を適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月8日から施行する。

この要領の改正前の規定に基づき認定された研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別紙様式1

新潟県青年就農支援事業研修機関認定申請書

年 月 日

新潟県知事様

所在地

研修機関等名称

(法人化されていない農業経営体は記載不要)

代表者名

青年就農支援事業（就農準備資金・新規就農者誘致環境整備事業）における研修機関として認定を受けたいので、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第4に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に記載された内容等を含め、研修機関に関する情報を関係機関において共有すること、研修機関として認定された場合に新潟県及び交付対象者が行う事務手続き等に協力することに同意します。

記

別添1 研修機関概要書

別添2 研修について規定されている定款、規約、設置要領
(法人化されていない農業経営体は添付不要)

別添3 研修計画概要書

別添4 派遣研修先一覧表(他の農業経営体(法人を含む。)での派遣研修を実施する場合は添付する。)

別添5 誓約書

別添6 研修機関の認定基準チェック表

別添 1

研修機関概要書

1 研修機関の概要

申請区分	新規就農者受入経営体・新潟県指導農業士 青年農業士・農業法人・その他()			
フガナ				
研修機関等名称 ※1				
所在地	〒			
連絡先	電話番号： F A X： メー ル：			
代表者	職： 氏名：			
設立年月日 ※1	年 月 日			
農地面積 ※2	品目①		露地・施設	a
	品目②		露地・施設	a
	品目③		露地・施設	a
既存施設・機械設備				
直近5年間の研修生の受入実績 ※3	人数：高校生○人()人、農大生○人()人、 大学生○人()人、一般○人()人 期間：(最短と最長の研修受入期間を記載すること)			
研修生の健康管理、事故防止に 関する取組内容 ※4				
研修実施状況のチェック体制、 改善体制 ※5	チェック体制			
	改善体制			
研修生に対する就農情報の提供				

※1 法人化されていない農業経営体は記載不要。

※2 品目が多い場合は行を追加する。

※3 ()内は青年就農支援事業における研修生の受入実績を記載する。

※4 研修機関等で取組が記載された要領等があれば添付する。

※5 評価基準等が記載された要領等があれば添付する。

2 認定希望年月日

年 月 日

別添3

研修計画概要書

1 研修コーディネーター※

所属	職名	氏名	農業従事年数	備考

※ 農業技術や農業施策等に関する知識を有し、研修生に対し就農に関するアドバイスが可能な者で、かつ研修全体(派遣研修を含む。)を総括・管理できる者を研修コーディネーターとすること。

2 研修指導者(品目毎に記載)※

(1) 品目:

	研修内容	研修指導者 氏名(年齢)	農業従事年数	備考
生産技術				
農業機械				
マーケ ティング				
経営管理				

(2) 品目:

	研修内容	研修指導者 氏名(年齢)	農業従事年数	備考
生産技術				
農業機械				
マーケ ティング				
経営管理				

※ 派遣研修を実施する場合は、別添4に当該派遣研修先等を記載する。

3 研修カリキュラム

	月	研修時間(h)	研修内容	研修指導者	研修場所
年	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				
年	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				

合計 時間

4 研修開始・終了時刻、休憩時間及び休日

研修時間※1 時 分 ～ 時 分

休憩時間※2 時 分 ～ 時 分

休日※3

※1 原則1日8時間を超えないよう設定すること。

※2 研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間なら1時間以上の休憩を設定すること。

※3 毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を設定すること。

別添4

派遣研修先一覧表

No.	名称	住所	代表者	研修指導者	研修作目	主な研修内容
1			(歳)	(歳)		
			(農業従事経験年数等)	(農業従事経験年数等)		
2			(歳)	(歳)		
			(農業従事経験年数等)	(農業従事経験年数等)		
3			(歳)	(歳)		
			(農業従事経験年数等)	(農業従事経験年数等)		
4			(歳)	(歳)		
			(農業従事経験年数等)	(農業従事経験年数等)		
5			(歳)	(歳)		
			(農業従事経験年数等)	(農業従事経験年数等)		

※ 新潟県指導農業士の場合は、その旨を農業従事経験年数等の欄に記載する。

別添 5

誓 約 書

年 月 日

新潟県知事 様

所在地
研修機関等名称
代表者氏名

私(法人、組織名)は、下記の事項について誓約します。

また、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第8の2から4及び下記の事項について該当することが明らかとなった場合は、県による研修機関の認定を取り消すことについて異議はありません。

なお、県が必要な場合には、新潟県警察本部等関係機関に照会することについて承諾します。

自己又は自社(組織)の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)、派遣研修先等(以下「関係者」という。)は、次のいずれにも該当することはありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

別添 6

研修機関の認定基準チェック表

記 載 日： 年 月 日

研修機関等名称：

1 研修実施体制

	確認事項	確認欄 (○×)
1	経営主又は役員の親族（三親等以内の者をいう。）は青年就農支援事業「準備型」交付対象者（以下「交付対象者」という。）として受け入れない。	
2	過去に雇用契約（短期間のパート・アルバイトは除く。）を結んでいた者を交付対象者として受け入れない。	
3	派遣研修を行う場合	経営主又は役員が交付対象者の親族である農業経営体は派遣研修先としない。
4		交付対象者と過去に雇用契約（短期間のパート・アルバイトは除く。）を結んでいた経営体は派遣研修先としない。
5		派遣研修先とする農業経営体は、研修担当指導者が明確であり、指導体制が整っている。
6	交付対象者に対し、労働の対価として金銭を支給しない。	
7	交付対象者を労働者として扱わない。	
8	交付対象者の健康管理、事故防止に十分配慮できる。	
9	交付対象者の研修実施状況について適切な評価ができる。	
10	公序良俗に反する行為を行っていない。	
11	新規就農者育成総合対策実施要綱別記 2 に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等 [*] に対する協力が可能である。	

※ 交付対象者が作成する研修状況報告に係る助言、県が実施する研修状況確認や調査等、事業実施にあたる関係機関との連携等。

2 研修時間

	確認事項	確認欄 (○×)
1	研修時間は原則 1 日 8 時間を超えない。	
2	研修時間が 6 時間を超えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中で与える。	
3	毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を与える。	

別紙様式2

年 月 日

農林水産部経営普及課長 様

〇〇地域振興局農林水産(農業)振興部長

青年就農支援事業に係る研修機関に対する意見書※

1 申請の研修機関について

(1) 名称

(2) 研修の内容

ア 生産技術 (研修品目)

イ 農業機械

ウ マーケティング

エ 経営管理

(3) 研修機関としての妥当性について

(技術力、経営能力、研修のマネジメント機能 (過去の受入実績や研修受入の体制が整っているか) 等)

※ 認定時又は前回の更新時から要件等に変更がない場合はその旨記載し、要件等に変更がある場合は当該変更点等に対する意見を記載する。

経普第 号
年 月 日

様

新潟県知事

青年就農支援事業に係る研修機関の認定※1について（通知）

○年○月○日付けで認定申請のあった新潟県青年就農支援事業研修機関認定申請について、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第5※2の規定により認定※3します。

記

認定※1年月日

年 月 日

- ※1 下線部は、非認定の場合は「非認定」、更新の場合は「認定の更新」、取消しの場合は「認定の取消し」とする。
- ※2 下線部は、更新の場合は「第6」、変更の場合は「第7」、取消しの場合は「第8」とする。
- ※3 下線部は、非認定の場合は「非認定と」、更新の場合は「認定を更新」、取消の場合は「認定を取り消」とする。

別紙様式 4

新潟県青年就農支援事業研修機関認定更新申請書

年 月 日

新潟県知事様

所在地

研修機関等名称

代表者名

年 月 日付け経普第 号で認定を受けた研修機関の認定を更新したいので、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第 6 に基づき、申請します。

なお、引き続き研修機関に関する情報を関係機関において共有すること、研修内容の変更が承認された場合に新潟県及び交付対象者が行う事務手続き等に協力することに同意します。

記

- 1 現在の認定期間満了(予定)日
年 3月 31日 まで
- 2 更新後の認定期間満了日
年 3月 31日 まで
- 3 研修機関に関する重要な変更の有無
 あり

 なし

※ いずれかにチェックを入れること。

別紙様式 5

新潟県青年就農支援事業研修機関変更承認申請書

年 月 日

新潟県知事様

所在地

研修機関等名称

代表者名

年 月 日付け経普第 号で認定を受けた研修機関の認定内容を変更したいので、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第7に基づき、申請します。

なお、引き続き研修機関に関する情報を関係機関において共有すること、研修内容の変更が承認された場合に新潟県及び交付対象者が行う事務手続き等に協力することに同意します。

※ 変更前と変更後の該当書類を提出すること。なお、変更後の書類については、変更箇所の下線を引くこと。

別紙様式 6

新潟県青年就農支援事業研修機関認定内容変更届

年 月 日

新潟県知事様

所在地

研修機関等名称

代表者名

年 月 日付け経普第 号で認定を受けた研修機関の認定内容を下記のとおり変更したので、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第7に基づき、届け出ます。

記

		変更前	変更後
研修機関等名称			
所在地			
連絡先	電話番号		
	F A X		
	メール		
代表者			
その他			

※ 変更後の該当書類を提出し、変更箇所には下線を引くこと。

別紙様式 7

新潟県青年就農支援事業研修機関認定辞退届

年 月 日

新潟県知事様

所在地

研修機関等名称

代表者名

年 月 日付け経普第 号で認定を受けた研修機関の認定を辞退したいので、新潟県青年就農支援事業研修機関認定要領第 8 に基づき、提出します。

記

辞退理由